（参考）

資料３

２０　妊婦・乳児健康診査に関する意見調整会議運営要領

（平成２８年４月１日施行）

（趣旨）

第１条　愛知県内市町村における公費による妊婦・乳児健康診査に関する意見を調整する会議（以下「意見調整会議」という。）の運営に関し必要な事項を定め、妊婦・乳児健康診査の県内での統一的実施の推進を図る。

（協議事項）

第２条　意見調整会議は、次の事項について協議する。

(1)　公費による妊婦・乳児健康診査の実施内容

(2)　愛知県医師会との協議に関する事項

(3)　その他上記に関連して必要と認められる事項

（組織）

第３条　意見調整会議は、次の者をもって構成する。

(1)　愛知県内各市町村の妊婦・乳児健康診査担当課長

(2)　愛知県健康福祉部児童家庭課の職員

（座長）

第４条　意見調整会議に座長を置く。

２　座長は、愛知県市長会長市の妊婦・乳児健康診査担当課長とする。ただし、愛知県市長会長市が公費による妊婦・乳児健康診査に係る単価を独自で決定している場合は、座長は、愛知県市長会副会長市の妊婦・乳児健康診査担当課長の協議によりそのいずれかとする。

３　座長は、必要に応じて各市町村の担当課長に対して、意見を求めることができる。

４　座長が交代する場合は、新旧会長による事務引継ぎを行うものとする。

（会議）

第５条　意見調整会議は、愛知県市長会長及び愛知県町村会長が必要に応じて招集する。

２　各市町村の妊婦・乳児健康診査担当課長は、意見調整会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（愛知県医師会との協議）

第６条　愛知県医師会との協議は、意見調整会議で決した事項を基に、愛知県医師会からの公費による妊婦・乳児健康診査に関する要望に対して協議会を編成して行う。

２　協議会は、愛知県市長会長及び愛知県町村会長が必要に応じて招集する。

３　協議会の編成は、次のとおりとする。

(1)　代表者（意見調整会議座長）

(2)　愛知県市長会各ブロック（愛知県市長会長市が属するブロックは除く。）を代表する市の妊婦・乳児健康診査担当課長

(3)　愛知県町村会長町村の妊婦・乳児健康診査担当課長

(4)　愛知県健康福祉部児童家庭課の職員

（事務局）

第７条　意見調整会議等の事務局は、愛知県市長会事務局が愛知県町村会事務局の協力を得て務める。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、意見調整会議に関し必要な事項は、愛知県市長会長及び愛知県町村会長が協議のうえ、別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年６月１日から施行する。